

# 会 議 録

会議の名称	平成20年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第1回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成20年5月29日（木） 午後6時～8時15分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 平成19年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

平成20年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成20年5月29日(木)午後6時～8時15分

2 場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 平成19年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

①市制施行50周年記念事業「タイムレター」応募者リスト ②環境美化サポーター名簿 ③みどりのパートナーシップ協定名簿

(3) 諮問事項

諮問第1号 シルバーパス経過措置対象者を把握するための市民税の課税・非課税情報の利用について

諮問第2号 市制50周年記念式典招待状宛名筆耕等委託について

諮問第3号 記念式典運営等委託について

諮問第4号 名誉市民証作成等委託について

(4) その他

ア 裁判員候補予定者選定等事務について(選挙管理委員会)

イ 災害時要援護者情報の収集・提供計画について(地域福祉課)

ウ 次回7月の日程について

4 出席者

【委員】

松 行 康 夫	仮 野 忠 男	戸 張 雅 子
新 実 信 正	西 口 守	平 沼 昌 子
望 月 皓	山 田 和 男	横 尾 和 歌 子

【市側】

稲葉市長

本多総務部長

< 広報秘書課 >

平岡広報秘書課長

< 企画政策課 >

伊藤企画政策課長

< 環境政策課 >

山本緑と公園係長

< 介護福祉課 >

今村介護福祉課長

< 選挙管理委員会事務局 >

加藤選挙係長

< 地域福祉課 >

小俣福祉保健部長

大津地域福祉課長

< 地域安全課 >

高橋防災係長

< 総務課 >

北村総務課長

河野総務課長補佐

稲村情報公開係長

三浦総務課主査

**【会 長】**

それでは、ただいまから平成20年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず審議に入る前に、人事の異動の届けと職員の人事異動について、お諮りと御紹介をいたしたいと存じます。本審議会の委員でいらっしゃる戸張雅子様、小金井市消費者団体連絡協議会の代表として本審議会の委員を務めていらっしゃいましたが、このたび、所属する団体が5月末日をもって退会するという事由をもちまして、審議会委員を辞任させていただきたいというお申し出が、小金井市長及び審議会長兩名あてに文書で出されております。そういうことでございますので、これをお受けしてよろしいかどうかお諮りして、御異議なければそのように、私から任命権者である市長へ上申させていただきたいと思っております。

**【戸張委員】**

よろしく願いいたします。

**【会 長】**

「長い間ありがとうございました。」というごあいさつも文書についておりますけれども、会長のほうからも同じように、これが受理されたときには、ありがとうございましたということをお知らせ申し上げて、御功績に対して感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは、後ほど市長へお届けいたします。

**【戸張委員】**

お願いいたします。

**【会 長】**

なお本日は、白石委員が公務の御出張で東京を外していらっしゃいますので、きょうは欠席になるというお申し出をいただいております。

それでは、引き続きまして、職員の人事異動がございましたので、御紹介申し上げます。

それでは総務部長、一括して御紹介をお願いいたします。

**【総務部長】**

皆さんこんばんは。4月1日付で職員の人事異動がありましたので、紹介させていただきます。

前任の松永総務部長の後任になりました、私、本多と申します。よろしく願いいたします。それと、前任の河内総務課長の後任は北村総務課長です。

【総務課長】

北村でございます。よろしくお願ひいたします。

【会 長】

ありがとうございました。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まず、平成19年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認を行います。既に委員の皆様のお手元に草案が届いているかとは存じますが、訂正等ありますでしょうか。

(訂正等なし)

訂正等はないようですので、これを承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願ひいたします。

【市 長】

報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により個人情報保有等届出状況を報告いたします。今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが3件となります。

諮問事項について、今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第12条に基づく「シルバーパス経過措置対象者を把握するための市民税の課税・非課税情報の利用について」、同条例第27条に基づく「市制50周年記念式典招待状宛名筆耕等委託について」、「記念式典運営等委託について」、「名誉市民証作成委託について」の合計4件となっております。

細部につきましては、事務局をして説明させますので、よろしくお願ひいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

【会 長】

確かに承りました。

【総務部長】

市長はこの後公務がありますので、この場で退席させていただきます。よろしくお願ひいたします。

【市 長】

今日の内容については担当の方から報告をさせますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【会 長】

どうもありがとうございました。ただいま市長は、次の御予定があつて退席さ

れました。

それでは、報告事項に入ります。審議に入る前に説明を受けたいと存じます。まず、個人情報保有等届出状況報告書につきまして事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局又は担当課職員から受けまして、その後、諮問事項についての審議に移りたいと思います。

それでは、事務局から報告事項の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により報告いたします。今回の届出は、開始の3件でございます。報告書の1ページ、部課別の明細書を御覧ください。環境政策課と道路管理課の括弧書きにつきましては事業内容が2課にまたがる関係で、同一の届けをこのように記載してございます。2ページ目、3ページ目をお開きください。各個人情報の届出の内訳、個人情報の記録の名称、目的、内容等を記載してございます。

それでは3ページを御覧ください。最初に広報秘書課の市制50周年記念事業「タイムレター」応募者リストについて御説明いたします。

小金井市は、今年10月で市制50周年を迎えるわけですが、それに当たって記念事業を幾つか予定してございます。本件もその一つでございます。「タイムレター」とは、25年後の自分にあてて手紙を届けるというもので、市が25年間保管し、25年後の2033年に市から御本人あてに郵送させていただくということで考えてございます。今回はその応募者リストの保有ということですが、リストには御本人の住所・氏名・生年月日・電話番号を載せることとしてございます。4ページに概要を資料としてお付けしておりますので、御参照いただきたいと思っております。以上でございます。

**【会 長】**

御意見、御質問あればお受けいたします。

**【望月委員】**

参考にお尋ねしたいのですが、25年という長い間、市の方でお預かりするわけですが、文書倉庫に25年保管するということで、25年たってもすぐに出して送られるように容器などをもう既に準備をされているのかどうか、その辺のところをお尋ねします。

**【会 長】**

25年という一区切りあるまとまった年数でございますが、どうやって物理的、空間的にそれを保存するのかということで、担当課からお願いいたします。

**【広報秘書課長】**

現在、それについては担当の方もさまざま検討しておりますが、まだ確定はしておりませんが、プラスチック容器等、形が崩れたり、湿気等が入らないような形のもので、簡易なもので何かできないかと検討しているところですが、全くきれいな形で保存できるというのはなかなか難しいところもあるなというように思っておりますので、一定程度の劣化も御了承いただきつつ、なるべく保存状態よい形のもので何かないかと検討している状況であります。以上です。

**【望月委員】**

あと、合わせて保管というのは、やはり個人情報的なものがありますので、その辺が流れ出さないような方法でやっていただければと思っています。

**【広報秘書課長】**

今いただいた御意見につきましては、市の文書保存と同等の扱いで、文書保存箱等に保管し、市の公文書を保管している文書倉庫等でほかの公文書と同じように保存をして、セキュリティー上もほかと同等というような形で保管をしていきたいと考えております。以上です。

**【会 長】**

物理的に保管するということですが、容器は厳重であっても、その保管が、よく小学校でやるように、記念樹の下に埋めるとかというようなことがニュースで報道されますよね。でも、掘ったときにどこに埋めたか分からなくなって、あるいはそこが開発されて出てこないとか、よくそういうことがニュースになっておりますが、これは市の厳重に管理された金庫の中に、地下金庫みたいなもの、例えば銀行の貸金庫のようなものとかそういうものが何かあって、庁舎内の明確な場所に施錠をした上で保管をするのか、あるいはシールをして行うのか、あるいは庁舎の貸ビルで移動があったときはそれも移動するのかとか、市民の方が素朴にそういうことを心配なさる方がいるかもしれないと。その辺りを合わせて、今の質問と関連すると思うので教えていただきたいと思います。

**【総務課長】**

先ほど広報秘書課長から説明がありましたが、市の公的文書については、保存分についてはすべて文書倉庫というところで管理をしてございまして、そこには永年の保存の文書ですとか、10年以上の長期の文書の保存というのはそこで一

括して管理をしている都合がございますので、そこで合わせてこの手紙についても管理をさせていただくのが一番保存としては適当なのかなということで答弁させていただいたと思います。容器のようなものを保存箱の中に入れるとか、そのような形で対応になるのかなということでございます。以上でございます。

**【会 長】**

ちょっと老婆心ながらそういう質問をしましたが、今のお答えなのですが、それでよろしいでしょうか。

**【平沼委員】**

今のお話を伺っております、市の予想としては、どのくらいの数の応募があるとお考えでいらっしゃいますか。

**【広報秘書課長】**

実は概要にも書かせていただいているとおり、基本的に予算等は見込んでいないもので、「タイムレター」の数というのは、実は想定はこちらでもできておりません。最終的な保管についての段階では、箱が何箱必要になるとかということになるのかとは思ってはいますが、封筒等は御自身で御準備をいただくことになっていきますので、こちらも、正直申し上げましてどのくらいになるかというのは、全く想定ができておりません。ですから、できるだけ多くの方に来ていただければありがたいと思っておりますが、このようなことについては今まで実績がないものですので、試算などもなかなかできていない状況であります。ですので、なるべく多くの方が御参加いただければありがたいなと担当の方では考えていますが、具体的な数字は、現実的には数えておりません。

**【仮野委員】**

どうして25歳以下の人なのですか。

**【広報秘書課長】**

なかなか難しい御質問だなと思います。当初こちらの方で、実施するに当たって年代をどうしようかという思いが確かにありました。やはり広くしますと、さまざま御事情のある方が多くなってくることもありまして、当初は学生と想定をしていたのですが、学生さんも年齢がいろいろありますし、25年後も引き続きお便りがお出しいただける方の年代として、どこの年代で切るかというのは難しい思いがありました。

ただ現実問題として、実務上、引っ越し等をされた場合には必ずお知らせいただきたいというお願いをこちらもかけてはいるのですが、年代が上になられる方



に従って、お引越等さまざまな移動が生じる可能性が極めて高いだろうというものと、やはり趣旨として、若い世代の方々の方が実施する意味が高いのではないかと。いわゆる25年後、現状と比べてどのくらい変化があるかという、その変化の度合いをとらえたときに、年代として一定年代を超えられた方が25年後、25年前に書いたものを受けてどう受け取られるかという部分では、ある程度若い世代の方々に特化させていただいた方がより効果があるのではないかとという判断の中で、年齢的にかなり迷いまして、最終的には「25年後」にひっかけさせていただいて「25歳以下」という結論に担当の中で落ち着いたという状況がございます。

ですので、市内の高校生以下、小中学生、20歳以下など、さまざまな論議があった中で落ち着いたのが25歳という年齢です。以上です。

#### 【会 長】

市内在住の25歳以下ということですが、若者も進学をしたり留学したり、多国籍企業に勤務したりで、25年たつと一体小金井に、住み続けたい町小金井にずっと住んでくださっているかどうかはそれぞれのライフコースという社会学の考え方をいたしますが、そのステージ、ステージで、本当は住み続けたいのだけれども、そういう公務の事情で続けられないという状況も起こり得るわけですが、あて先管理というのですか、それは必ずしもその時点になってみなければ分からないという深いお考えでこれをやっていらっしゃるのかと。素朴な質問で済みませんが、教えていただきたい。

#### 【広報秘書課長】

25年後の送り先の対応のことだと思います。現在実施要綱は作成中でございますが、当然お申し込みいただいた際には、お断り書きはさせていただくことにはなるかと思うのですが、御住所が変わられた方については、別途お届けいただくような書式を設けまして、必ず御連絡くださいという形にさせていただくつもりでございます。

それと合わせまして、実際25年後に御連絡いただいていない場合で、こちらから発送しても戻ってくるケースも当然あるかと思っております。そういった場合も、お申込みの時点で、一定期間、現状ですと1年ほどを想定しているのですがお預かりはさせていただくのですが、市が連絡のとりようがない場合も当然ございますので、そういった場合は、一定期間保存の後、市で処分させていただくということも合わせて御承諾いただいた上でお申込みをいただくつもりであります。以

上です。

**【会 長】**

ありがとうございます。なかなかやさしい事業ではあるのですが、とにかく1世紀の4分の1で、西欧には4分の1世紀という考え方があるのですが、そういう長い期間でありますので、必ず25年後にぴたっと、その時点の御本人様の現住所、送るための住所確認が市役所側で保証できるかということ、なかなかやさしそうで難しい仕事ではあると思いますが、そこはしっかりやっていただくという公的な意志であると思うのでございますが。

**【西口委員】**

1点よろしいでしょうか。2033年10月に市から郵送で応募者本人に返却すると書いてありますので、この文書はあくまでも本人に返すということですよ。ということは、利害関係人、例えば亡くなった場合も考えられる、幾ら若くても事故で亡くなるという場合があるときに、この文書そのものは相続の対象にならないということで理解してよろしいですか。

**【広報秘書課長】**

当方で想定しておりますのは、亡くなられた場合は御本人あてにお返しできなくなりますので、現状ですと、亡くなられた場合はお返しできないのではないかと考えています。逆にお戻りする相手先の特定がまた難しくなるかと思っておりますので、実は資料には詳細まで書いておりませんが、あて名も御本人で書いていただくつもりでおります。ですから、自分あてのあて名まで書いた封筒をこちらでお預かりして、保管させていただくと考えておりますので、御本人以外の方にお戻りする場合は、相手先をどうするかという問題も出てまいりますので、現状ではお返しできないのではないかとこのようには考えております。

**【西口委員】**

しつこいようですが、利害関係人から文書の返却を求められたとしても、御本人以外はお返しなさないというように理解してよろしいでしょうか。

これはすごく微妙な問題も含んでいて、何が書かれているのかということは、当然残された者、利害関係人は知る権利があるわけですよ。その辺のところも含めて、今お答えにならなくて結構ですので、どのようになさるのか総合的に御判断いただいて。

**【広報秘書課長】**

今委員からお話いただいた件も含めて、事業を運営していく上で貴重な御指

摘ですので、そちらも含めて考えていき、どういう対応するかということで整理させていただきたいと思います。今日はお答えできないと思いますが。

**【西口委員】**

いえ、よろしく申し上げます。

**【戸張委員】**

関連してお話ししたいのは、書かれている内容というのは、その人が、このタイムカプセルの中に入れる時点でどのように社会を見て、どのように感じていたかということが書かれていると思うのですね。ですからそれを、あて先に届かなかったり、亡くなってしまったりということで焼却されてしまったら、何か時代の証言というものが消えてしまうので、それはもったいないから何とかならないかなという気はいたしますけれども。

**【広報秘書課長】**

今の御意見も含めてどういう形がよろしいか。実際書かれる御本人様が、書かれた時点でどのようにお考えになっていらっしゃるかというところもあるかと思うのですね。自分以外の人にはとてもじゃないけど見せてくれるなというお気持ちがあれば、取扱いについても、先ほど西口委員からお話あった法的な部分も含めて、どう整理したほうがいいのかという部分も出てくると思いますので、そういった辺りも総合的に判断させていただいてというように思います。

**【新実委員】**

その件ですが、25年間とっておくことは非常に重要でいいことだとは思いますが、返すときに了解が得られたら公にしたいというような意味をつけて返されたほうが、時代の、時の書類として使えるのではないかと思うのです。ですから、預かってそのまま返してそれでおしまいではなくて、そのときに一文つけて、できましたら市の方へ文書を公開してもよいか了解があれば、市にいただきたいというような文書を付けて出しますと、それが恐らく市の、これからの歴史上の問題として、いわゆる4分の1世紀の事情の間にどう変わったのかということが分かるかもしれないと思うのです。個人のことだけしか書いていないかもしれませんが、市にいただけるものならいただきたいという形と、それから公開してもよいかどうかということも含めて聞いてもらえるとありがたいなとも思うのです。その点もまた今の考慮の中に入れておいていただいて、検討してみてください。以上です。

**【戸張委員】**

関連しまして、封入する前に、こういう場合にはどう処理してください、こういう場合にはというように、レ点で印をつけたものを入れて保管されたらどうでしょうかね。絶対見ないでくれとか、これは後世の人に聞いてほしいとかいろいろあると思うのですよね。せつかくのことですから。

**【広報秘書課長】**

そうですね、その時点でお聞きしたものと、お返しするときのお気持ちもまたあると思いますので、タイミングのすごく難しいものだなというようには思いますが、いただいた御意見も参考にさせていただいて、もう少し内容を詰めていきたいと思います。ありがとうございました。

**【会 長】**

会長から一言ですが、女性の方は、現行の戸籍制度では結婚に伴って姓が、多くの場合変わるわけですね。夫婦別姓という方も最近は相当出てきていらっしやいますが、だから本人確認といいましても、また、その後、離婚されたり、あるいは人生というのはいろいろありますので、そういう変動にも十分耐えられるような制度設計を、大げさですが配慮していただいて、これが夢のある、明るく楽しい記念事業になるように、かつ個人のものですが、市民全体が祝えるような、今の公開制の問題も含めて、そういう担保を制度の中に設定しておくというようなことが、これは会長の希望ですが、一言意見として申し上げたいと思います。

それでは、この事業を、今いろいろ御議論いただきました点を含めて、事務局がこれを慎重に反映していただくということで、これを承認いたします。

よき記念事業になることを願っております。

それでは、次の案件をお願いいたします。

**【総務課長】**

続きまして2件目でございます。環境政策課及び道路管理課から「環境美化サポーターの名簿」でございます。

公園や道路などの環境美化活動、散乱ごみの収集や草刈り等の定期的な実施を予定してございますが、こちらについて地域市民の方々にボランティアとしてお願いし、市民と市との協働によるまちづくりを推進するという事業でございます。届出はその参加者名簿の保有で、5ページに、サポーター制度活動マニュアルをお付けしてございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

**【会 長】**

ただいま事務局から説明がございましたこの案件につきまして、御意見、御質

間等あればお受けいたします。環境美化サポーター名簿の件でございます。資料の5ページから6ページにかけまして記載がございます。

環境美化に関する、市民とのパートナーシップでやろうという新しい試みのようでございますが、7ページにまたパートナーシップが別の観点で出てきておりますので、環境美化サポーター制度、サポーターという言葉が使われておりますが、いかがでしょうか。特にございませんか。

**【新実委員】**

これは、保存年限が1年となっておりますが、1年たったら処分されてしまうのですか。このまま残していくのですか。

**【企画政策課長】**

この制度を立ち上げました企画政策課からお話をさせていただきます。お手元の5ページの一番下のほうに、市の役割としまして、これに登録していただいた方につきましては傷害保険に入るということで、今回の個人情報の収集につきましては、保険に入るということで住所、氏名、電話番号、年齢ということで集めさせていただきます。ただ、保険加入に年齢は必要ないのですが、未成年の方もサポーターになれるということで年齢を聞いています。この保険自体が1年で切れますので、名簿としては1年で廃棄するという考えでございます。ただ登録された団員の方が入れ替わる場合もあると思いますので、それについては届け出ていただいて、新たに保険に入るという形になりますから、1年で廃棄をするという考えであります。

**【新実委員】**

はい、それで結構です。

**【会 長】**

他になればこの案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは最後に、環境政策課の「みどりのパートナーシップ協定名簿」でございます。本事業は市内の公園、緑地内の樹木せん定、花壇の花の育成等について、市民団体と協力して実施する事業でございますが、それに当たって、協定書添付の活動者の名簿を保有するというものでございます。協定書につきましては7ページ以降にお付けしてございます。御参照いただきたいと思います。以上でございます。

**【会 長】**

ありがとうございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

特にこの件につきましては御質問等ないようですので、これを承認いたします。

それでは、ただいまの審議をもちまして、届出状況報告書に関する審議を終了します。関連する事務局の方、用件が終了された方は御退席いただいて結構でございます。

それでは、次に諮問事項につきまして審議を始めたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、諮問書を御覧ください。諮問につきましては、諮問第1号から第4号までの4件でございます。

最初に、諮問第1号は、「シルバーパス経過措置対象者を把握するための市民税の課税・非課税情報の利用について」の諮問でございます。

こちらは、東京都のシルバーパス事業でございますが、高齢者がパスを利用することにより、社会参加を助成し、もって高齢者の福祉の向上を図ることを目的とした事業でございます。こちらにつきましては、年齢70歳以上の都民の方に申し込みをいただきまして、一定費用負担額のもとに都営交通、都内民営バスを御利用できるパスを発行いたします。従前より、市民税非課税の方につきましては、年間1,000円、それから市民税課税の方は年間20,510円の御負担で利用いただいていたところでございます。

ただ、平成18年度に税制改正がございまして、65歳以上の高齢者の方につきましては、課税基準が引き下がりました関係で、市民税が課税となり、平成17年度まで市民税非課税で、年間1,000円の負担で交付を受けられた方が、費用負担額が年間20,510円に移行するような事例が発生いたしました。それで、これらの方に対しましては、費用負担額の激変緩和のため、当該年度の市民税が課税であっても、平成17年度の市民税が非課税であることを証明すれば、年間1,000円の負担で交付を受けられる経過措置が講じられてまいりました。

今回、平成20年度につきましても同様の措置で実施する旨、東京都福祉局長から通知がございました。その際に、費用負担軽減者につきましては、従前、利用者本人において非課税証明書というものを窓口で取得して、提出するという必要があったわけですが、平成20年度の事業実施からは、利用者の方の利便性向上などを図る目的から、市の税務情報等を活用した上で対象者を抽出し、対象者

の方に確認書を送る形に変えたい旨、それからまた、そういったかかる事務につきましては市へ委託したい旨、東京都から依頼があったものでございます。それを受けまして、介護福祉課では、市民税課の市・都民税課税システムデータを目的外利用いたしまして、対象者を抽出し、該当者に確認書を送付することを予定してございます。

本諮問は、その目的外利用についての諮問でございます。申請までの流れ、確認書、東京都からの依頼文書につきましては、2ページ以降、資料としてお付けしてございますので、御参照いただきたいと思っております。以上でございます。

**【会長】**

ただいま総務課長から、この案件について説明がございました。御質問、御意見あればお受けいたします。いかがでございましょうか。

**【新実委員】**

平成18年度と19年度まで実施したということで、20年度もまた実施するということですが、ニーズはどれぐらいあるのですか。

**【介護福祉課長】**

非常に粗い試算ですが、最大で1,600人程度となっております。お亡くなりになられた方とかいろいろな事情もございまして、若干数は減ると思っておりますが、見込んでいるのはその数字でございます。

**【戸張委員】**

この制度は、東京都の高齢者への補助事業ですが、市としてこの制度に対して財政支出はあるのでしょうか。

**【介護福祉課長】**

市にはございません。

**【戸張委員】**

市はないのですか。

**【介護福祉課長】**

この制度を行うに当たりましては、一定の費用はかかりますが、東京都がその費用を、全部出すということになります。私どもは特に、パソコンなどの改修は必要ないのですが、市によってはそういう費用についても出していただけることになっております。

**【戸張委員】**

東京都からバス会社に。

**【介護福祉課長】**

シルバーパスの本体ですか。

**【戸張委員】**

ええ。

**【介護福祉課長】**

本体に関しましては、今申し上げたように東京都とバス協会とのやりとりでございますので、市からは一切負担はございません。

**【会 長】**

それでは、特に質問、御意見がないようですので、この案件を承認いたします。  
それでは、次の案件の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、8ページを御覧ください。諮問第2号は、市制50周年記念式典招待状宛名筆耕等委託で、担当課は広報秘書課でございます。市では、市制50周年を記念いたしまして、式典を10月5日、中大附属高校で行う予定でございますが、その記念式典に招待する方への招待状のあて名の筆耕、招待状の封入、封かん、発送事務について事務処理の委託をいたしたく、諮問するものでございます。受託者への条件、処理する個人情報の項目等は、諮問事項記載のとおりでございます。説明については以上でございます。

**【会 長】**

この件につきまして、御質問、御意見あればお受けいたします。

小金井市シルバー人材センターへの委託事業にかかわる諮問案件でございますが、特に御質問、御意見がなければ、これを承認いたします。

それでは次の同じく記念式典運営にかかわる案件でございますが、諮問第3号について、説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、9ページを御覧ください。諮問第3号は、記念式典運営等委託で、本件も広報秘書課からの案件でございます。諮問第2号でご説明いたしましたとおり、市制50周年記念式典において、市政功労者等の表彰、また、名誉市民称号の贈呈式をとり行う予定でございますが、ここで式典開催にかかる事前準備、会場設営・撤去等々かかる事務処理を委託いたしたく、諮問するものでございます。受託者への条件、処理する個人情報の項目等は、諮問事項記載のとおりでございます。以上でございます。



**【会 長】**

ただいま、この諮問第3号に関して、総務課長から引き続き説明がございました。御質問、御意見があればお受けいたします。

今回の案件は、委託先が民間事業者というところが、第2号の審議案件と特に変わっている点でございます。

**【戸張委員】**

民間業者というのは、小金井に事務所を置かれている事業者に発注するのでしょうか。

**【広報秘書課長】**

この式典の運営等委託につきましては、平たく申し上げますと、イベント関係の業者さんに運営等の委託をすることになるかと思えます。委託につきましては、通常どおり一般競争入札でお願いすることになるかと思えますので、市内の業者さんになるとは限らないと思えます。

**【戸張委員】**

希望としますと、金額の多少にかかわらず市の財政を支出するのですから、なるべく市内の業者に発注できるように配慮していただきたいと思うのですが。

**【会 長】**

これは御意見のようではありますが、担当課から何かあれば説明をお願いします。

**【広報秘書課長】**

御意見としては承らせていただきますが、契約の公平性の考え方からしますとなかなか難しいと、担当課としても契約の所管課から伺っております。こちらとしては、やはり一番公正なのが金額になってしまいますので、そういうふうになっていただければこちらとしても、ということしか申し上げられないのかなというように思います。

あと、こちらとしましても、お声かけさせていただくに当たって、市内にそういった業務をされている業者さんがいるのかどうかということも、なかなか分からないところもございます。管財課になると思えますが、登録も合わせて、市内でそのような業者がそもそもないという状況ですとなかなか難しいところもあるのかなというようには思っております。こちらとしては、契約の公平な部分でさせていただくという形になるかと思えます。

**【戸張委員】**

分かりました。

**【会 長】**

ほかに何かございますか。特にないようですので、これを承認いたします。  
それでは、諮問第4号について、説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは最後に、10ページを御覧ください。諮問第4号は、名誉市民証作成等委託で、本件も広報秘書課からでございます。諮問第3号で御説明いたしましたように、名誉市民に対して名誉市民証、こちらは盾をお贈りする予定ですが、その名誉市民証の作成をいたしたく、諮問するものでございます。受託者への条件、処理する個人情報の項目等は、諮問事項記載のとおりでございます。説明については以上でございます。

**【会 長】**

御意見、御質問があればお受けいたします。

**【仮野委員】**

これは確認なのですが、以上3件いずれも民間の企業などに委託するわけですが、委託者への条件のところにありますこの9点については、当然覚書か何か文書で交換はするのですよね。そこを確認したいのですが。

**【総務課長】**

一般的な話といたしまして、これは契約書の条項として盛り込むということになってございます。

**【仮野委員】**

契約書は、当然その条件は盛り込むのですよね。これまでこうやって民間委託する場合は、業者との契約の内容も添付しているケースが多かったのですが、今度の3件はいずれも添付していないようで、これは何か意味がありますか。こういう民間委託の場合は、大体契約書の内容も添付しているケースがこれまで多かったというか大体それを付けていた、今回3件についてはいずれも付けてないのだけれども、これは、こういう言い方は悪いかもしれないけれども、3件とも大したことないからいいやというような感じで付けていないなら問題で、そこはやはり個人情報漏えいを防止するという意味で、しっかりした契約書を交わすわけでしょうから、例えばひな形でも1件ぐらいつけておいてもらえれば、我々は安心できると思って。

**【広報秘書課長】**

受託者への条件につきましては、先ほど総務課長からもお話しさせていただい

たとおり、そもそも市の契約書のひな形の中に必ず盛り込まれるものというところでございます。実を申し上げますと、仕様書等を添付するべきであったとは思いますが、実は個人情報の部分、特に諮問第3号ですが、個人情報以外の式典その他の詳細についての仕様がまだ確定していないという状況にありまして、なかなかお付けしづらいというところと、後は、こちらのほうが確かに丁寧さに欠けていたかなという思いもありますが、内容自体についてはかなりシンプルな内容でございますので、かえって細かいものをお付けし過ぎて、煩雑になるのもどうかという思いもありまして省略をさせていただいたものもでございます。

**【仮野委員】**

意味は分かります、準備がまだ十分じゃないから、テーマがあまりにもうシンプルだからというようなことですが、いずれにしろ民間委託の場合は、民間業者から漏れるということがあるわけだからね、今回はセンシティブな情報はあまりないけれども、必ずや実際に契約を結ぶときにはそれをきちんとやってください。そうすればかなり相手に対して個人情報を漏らさないというプレッシャーになるわけですから、それだけ確認できれば。

**【会長】**

それでは、ほかに御質問等ないようですので、諮問第4号につきまして承認いたします。それでは、以上をもちまして、すべての諮問事項についての審議を終了いたします。

それでは、これから「その他」の事項の審議に移ります。次回開催日程を含めて、3件ございますが、総務課長から、説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、「その他」の1件目でございますが、「裁判員候補予定者選定等事務について」でございます。裁判員制度につきましては、来年の5月からスタートするわけでございますが、その裁判員の候補予定者は、法律に基づきまして、市の選挙人名簿から選定されるということになってございます。その際に、多くの市民の方の個人情報取り扱いが扱われることから、ここで裁判員候補予定者の選定にかかる手続等について御報告させていただくものでございます。詳細につきましては、選挙管理委員会事務局から御説明させていただきます。

**【選挙係長】**

それでは、お手元の資料に基づきまして、裁判員候補予定者選定等事務につきまして、御説明、御報告させていただきます。

まず、総務課長から言いましたとおり、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づきまして、裁判員候補予定者につきましては、市の選挙管理委員会が管理しております選挙人名簿から抽選をするという形で選ぶことになっております。手続の流れといたしまして、法務省及び先般東京地方裁判所から説明を受けた点をまとめてございます。

まず初めに、選挙人名簿全体の登録者数を地方裁判所、小金井市におきましては東京地方裁判所八王子支部が管轄をしておりますが、そちらに全体の数を報告いたしまして、これはまだ実施をされておられません、本年ですと9月ごろに、東京地裁八王子支部から小金井市に対しまして割当てが来る予定になってございます。なお見込みの人数ですが、これはあくまでも概数ですが、小金井市におきましては200人ほどということで伺っております。

抽選の方法ですが、地方裁判所を通じまして、名簿調製プログラムというソフトが各市の選挙管理委員会に配布される予定でございます。そのプログラムを使用いたしまして、候補者選定を行います。そのプログラムに基づきまして予定者名簿を作成いたしまして、東京地裁八王子支部に送付をする予定でございます。

その名簿を送付いたしまして、裁判所でもう一度くじをする予定で、その先につきましてはまだ詳細を伺っておりませんので、不確定な要素もありますが、1ページ目の5番目、選挙管理委員会は地方裁判所からの通知を得て、今年の10月15日までに全体の名簿を送付する予定になっております。地方裁判所は、送付をした名簿に基づきまして、もう一度候補者名簿を調整いたしまして、こちらから送りました名簿につきまして、もう一度地方裁判所におきまして、法律に定められております選任の資格があるかどうか、欠格事由等あるかどうか照会をかけることになっております。また、名簿につきましては、本籍地情報を市で付与いたしまして、地方裁判所から市に直接照会がある予定になっております。

そうした作業を経まして、12月、年末ぐらいには各候補者の方に通知が行くようになってございます。その際、法律に決められております職業の非該当事由がありまして、例えば自衛官や警察官が今のところ想定されているようですが、あるいは年齢的には70歳以上の方は、御本人の申出によりまして辞退ができるということになっております。必ずしも年齢で区切られているわけではありませんが、御本人の申出により辞退ができるようになってございます。

以下の手続に関しましては、2ページ以降に書いてありますように、実際参加する裁判員を、こちらの名簿からまた地方裁判所で選定いたしまして、実際の裁

判に来ていただくこととなります。参加する裁判は刑事裁判に限られており、第一審の地方裁判所で行われる裁判に限られているようでございます。また、内容につきましては、非常に重大な事件といたしますか、刑事事件の中でも社会的に関心の強い重大な事件に関しまして、第一審の審理に参加するという形をとるようでございます。

2 ページ目で裁判員の役割というのを簡単にまとめさせていただきました。まず初め、審理に参加をするということで、これは裁判官と実際審理に立ち会うということになりますが、一次審は6人の方が参加をするとして動いております。協議についても参加をすることになっていて、有罪か無罪かという審理の決定に立ち会うということになっております。

3 ページ目に、裁判員候補者の処遇といたしますか、条件等をまとめております。今のところ聞き及んでいるところによりますと、1日当たりの日当が1万円以内の金額で地方裁判所が定めるとなっていて、その他、宿泊等に関しまして一定の措置があるというように現段階では確認をしております。

4 ページ以降にも、市の選挙管理委員会で実際どのように行うかということの詳細を載せてございますので、御覧いただければと思います。概略ですが、以上でございます。

#### 【会 長】

ただいま選挙管理委員会事務局から説明がございました。この案件につきましては、我々にとって新しい仕組みの制度設計といたしますか、そういうものに基づく案件でございます。御質問、御意見があればお出しいただきたいと存じます。

#### 【仮野委員】

実は私、裁判員になりたいがために研究しているわけではないのだけれども、この制度をかなり研究してしまして、選ばれたら断らずにぜひ参加しようと思っています。選挙人名簿から予定者を選ぶわけですが、そのくじの方法についていいますと、これは裁判所から来る名簿調製プログラムでくじ引きするわけですね。分かりました、それで納得できました。皆さん方が、それこそ商店会でやる、当たりくじだ、コロン、コロンとかする、そういうのでやるわけではない。なるほどね。それは初めて知った。

ところで質問ですが、選挙人名簿は、小金井市の場合には有権者が何人いるか知らないのですが、当然ながら番号が付いているわけですね。それをこのプログラムに全部入れるわけですか。小金井市でいうとそのプログラムが200人ぐらい

を自動的に選ぶということになるのですか。どのような方法なのでしょう。

【会 長】

それでは、ちょっと技術的なことかと思うのですが、御説明、担当課からお願いします。

【選挙係長】

小金井市全体で、選挙人名簿に登録をされている方が91,200人程度でございます。3か月に1度、選挙人名簿の登録を行って、その時点で住んでいる方、20歳以上の方、あと住所要件というのがあるのですが、それを見直しまして全体的な名簿を作成してございます。その全体的な名簿を一たんプログラム、現物をまだ確認をしておりますので詳しいことは申し上げられませんが、その全体を取り入れまして、名簿調製プログラムの中にあるくじの方法に従いまして選定をするというように、説明会では聞き及んでおります。

【仮野委員】

1ページ目の1から5までが、基本的に市の選管がかかわるのですね。6以降は基本的には地方裁判所の作業ですね。ただし、候補予定者が死亡したり、あるいは衆議院議員の選挙権を有しなくなったりした場合は補充しなければいけないですね。そういうときには新たに、例えば亡くなられた方が1人出たので1人補充してくれと言われて、またくじで選ぶわけでしょう、そういう作業が発生しますね。それから、もう1点聞かせてください。欠格事由に関して、場合によっては本籍地情報の報告を求めることがあるので、それに答えなくてはいけないわけですね。

【選挙係長】

はい、そうです。

【仮野委員】

なるほど。先ほど、その関連で、個人情報の問題にかかわるわけですが、例えば約200人選定されますが、当然その200人の方には、市選管から「当たりました。」という連絡はしないのですよね。

【選挙係長】

説明を聞いている範囲では、選挙管理委員会から直接候補者に通知をするということはございません。

【仮野委員】

しないですね。

**【選挙係長】**

はい、抽選だけをしまして、地方裁判所に送付をするということだけでと聞いております。

**【仮野委員】**

だから200人について、今度は裁判所で絞り込みをしていくわけですね。恐らく200人全員に裁判所は、「あなたは予定になりました。」という通知をするはずですね。その中に、私はこういう理由で参加したくないというようなこととかを言うてくる人や欠格事由に当然かかわる人がいますよね。例えば法律学者はだめだとか、自衛官、警察官、それにかかわる人をどんどんはじいていって、どのくらい絞り込まれるのか分からないのだけれども、200人が、例えば100人ぐらいに減ったとしても、その100人に招集がかかるわけですね。さらに絞り込んでいって、最終的には6人。ただし予備の人を選ぶ可能性もあるので、場合によっては10人ぐらい選ばれる。その過程で、いずれにしろ市のほうで、市の選管が持っている個人情報を外に漏らすことはあり得ないということですかね、これはもう間違いないということですよ。

**【選挙係長】**

はい。

**【仮野委員】**

はい、それで分かりました。結構です。

**【戸張委員】**

質問ですが、5ページの3のところ。「市町村の選挙管理委員会は、第2により選定した裁判員候補者の予定者について、死亡したこと、又は衆議院議員の選挙権を有しなくなったことを知ったとき」とありますが、何で衆議院議員なのですか。

**【選挙係長】**

これはふだん調整をしております選挙人名簿には、先ほど申し上げましたとおり住所要件というのがございまして、3か月以上住んでいる方と、さかのぼって転出をして4か月を経過しますと自動的に抹消されます。その状態の名簿をいつも市町村では衆議院議員選挙で使っています。例えば市議会議員、市長選挙といった場合ですと、市内に住所がないと、市内にその時点で住所を置いている方ないと選挙人名簿に載りません。したがって、今調整している名簿には一定期間市外に住んでいる方も、名簿に3か月、4か月を経過するまでの間は小金井

市の名簿に載っているという状態です。広くとらえるために、国政選挙で使っている名簿を使用するというので、聞き及んでおります。

**【戸張委員】**

その国政選挙が、参議院議員とか衆議院議員とかあるのに、衆議院議員としているのはどうしてかと思って。

**【選挙係長】**

参議院議員の名簿をどうして使わないのかというのは、直接説明がなかったのでも分かりませんが、裁判所の説明によると、要するにその住所要件で漏れる方がいないように、国政選挙のほうで想定されている名簿を使うということで説明がございました。

**【仮野委員】**

衆議院選挙用の登録をしておけば、もう参議院も兼ねているから、二つは要らないと、衆議院選挙の方でということでしょう。

**【戸張委員】**

国政選挙じゃなくて、改めて衆議院議員と書いてあるのでおやと思ったのですが。

**【仮野委員】**

逆に衆議院、参議院と二つ並べても妙だし、衆議院さえ押さえておけば、基本的には予定者名簿は足りるのかと思いますよ。

**【西口委員】**

教えていただきたいのですが、選管が個人情報を出すわけですね。結局使わなかった個人情報が相当あるわけですね、これについての処理を裁判所等は何と言っているのですか。

**【選挙係長】**

それにつきましては、まだ事務全体も固まっていないところで、確認もまだとってございません。市でも一定選んだ名簿というのがあるので、その廃棄、保存期間につきましても、裁判所から直接指示がございません。その市の文書管理に従って管理をするようにということでしか指示がございませんので、その点はまた詳細確認をいたしたいと思います。

**【西口委員】**

難しい問題だと思うのですが、使わなければ返してもらうというのが基本ですよ、個人情報ですから。使うということを前提にして、裁判所の考えがあって、



そこから改めて絞り込みをかけるから多少多めに出しているわけですね。けど使わなければ、使わなかった名簿は返すというのが基本的なルールだと思うのですけれども、今ここでお答えにならなくても結構なので、その辺も含めて御確認いただければ。大事な市民の方の情報が目的外使用されているわけですから、ちょっとそのようなところも慎重に御配慮いただきたいと思います。

**【仮野委員】**

そこを裁判所側はどうするつもりなのかな、ほかは難しくないのだけれども、確かに裁判員に最終的にならなかった人が大勢出るわけですね。その人たちの名前と性別と年齢は、当然裁判所が仕事やりながらだから、それは確かにそうですね。返してもらったほうがいいね。それはどういう手続になっていますかね。

実は裁判所がまだまだ泥縄式でやっていますからね。裁判所も大変なのだけど、そういういろいろなまだ抜け穴というか、詰め切れていないところがあるようですね。

**【会 長】**

本来、こういう処理手続を行政と司法という異なる機能領域で情報を交換するときに、行政のほうはしっかり個人情報保護と公開条例とのバランスをとりながら、こういう第三者的な審議会を通して慎重に扱うけれども、裁判所はそれを、限られた時間内で適切に処理するのに必要な職員とか、あるいはそれを補う電子機械的な装置とか、そういうものが十分に装備されていなければ、行政体と司法体の間でやはり情報の取扱いに関する非対称現象が、ちょっと難しい言葉ですが、シンメトリックでない状況が発生する可能性が想定できなくはないわけですね。ですから、我々市民の立場からすると、これに最終的に該当されなかった方々の情報の扱い、あるいはそのやりとりですね。資料の6ページにもアンダーラインしてありますけれども、地方裁判所は、各市町村長に対して、裁判員候補者が法第14条第2号の欠格事由に該当するか否かを調査する際に必要な本籍地情報の報告を求めることになるというような扱いも明記されていますね。

ですから、いろいろ関連の情報が、行ったきりもう行政の手を離れたから責任持てないよというのではなくて、フィードバックというのですか、そういうものが法に基づいてあり得るわけですが、西口委員が御質問されたのも、そういうことを含めて、最終的な該当者にならなかった場合の本人情報の扱いの問題を、厳密に、執行してくださる裁判所を信頼をするしかないとは私は考えておりますけれども、会長もその点はまだよく、文言と、実際にこれが施行されたときの実践の

現象というか、一致性というか、そういうものが、まだ未知なだけに多少不安に思うわけですが、その点、当市の選挙管理委員会事務局は、そういうことを含めて、安心と安全という意味から、何かコメントしていただくと分かりやすいかと思うのですが、いかがでしょうか。

**【選挙係長】**

ただいま御指摘のありました個人情報管理につきましては、遺漏なくやっていくように考えてございます。なお名簿のデータを送付する際に、一度暗号化をする形で、外に漏れないというようなセキュリティー対策がとられているようですので、それに従いまして、裁判所にデータを送付する予定でございます。

先ほどから御指摘の、その後のこれらの取扱いにつきましては、課題としまして、早速東京地裁の担当者に確認をいたしまして、今後できるだけ早く御報告したいと思っております。

**【平沼委員】**

今のお話を伺っております、やはり小金井市で200人ぐらいというようなお話がございましたので、本当に裁判所のほうも大勢の方の名簿が集まっていくわけですので、さっきおっしゃったように何百人、何千人かの中から選ばれることになるので、やはり個人情報というものは、こちらから出す市役所の方ではなくて、裁判所のほうで十分大事に扱っていただきたいというように思いましたので、申し上げました。

**【会 長】**

ではそういう御意見があったということ記録しておいていただきたいと思います。存じます。

ほかにもございますか。これは非常に日本人にとって不慣れで新しい試みでございますので、国民全体がこういうことをやはり学習していかなければ、習いにしていかなければ、国全体としてもうまい、適正な実施、円滑な実施が支障を来すこともなくはないと考えられますので、今後もこれに関しては、当審議会としては注意深く、また見守ってまいりたいと思っております。

それでは、長くなりましたけれども、この案件を承認いたします。

それでは、総務課長から次の案件説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、続きまして「災害時要援護者情報の収集・提供結果について」でございます。前回も御意見をちょうだいしたところでございますが、担当で新たな

資料等を用意させていただいておりますので、引き続き御意見などお伺いしたい  
と思います。内容につきましては、福祉保健部長より説明させていただきます。

**【福祉保健部長】**

前回に引き続き、ありがとうございます。事前に資料を、1から4までお送り  
させていただいているかと思います。それから本日、机の上に「災害時要援護者  
対策事業の取組について」という武蔵野市の例でございますが、これを配らせて  
いただいておりますので、これを含めまして、簡単に御説明をさせていただきます  
して、御意見等を賜ればと思います。

資料1ですが、これは現時点で私どもが考えている内容でございます。災害要  
援護者情報を収集し、関係する市役所の機関あるいは民生委員・児童委員、そし  
て消防署などで、まず第1段階で共有をしたいということでございます。対象と  
なる範囲につきましては、介護保険の要介護3以上、身体障害者1級・2級、知  
的障害の1度・2度、それから75歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯の  
方たちの情報を一元化して、災害時要援護者として関係機関での情報の共有を図  
りたいということでございます。

前回も申し上げましたが、精神障害者の方ですが、この間、精神障害者の当事  
者団体と御議論していただいているところですが、精神障害者の方は、何かあつ  
たときに逃げることはできるのですが、どこに避難するのか、避難場所とか、あ  
るいは薬が一番大事といわれ、薬が切れると非常に不安定になるので、そのとこ  
ろを注意してほしい。ただ、一時的に要援護者情報の中に入れて、安否確認に行  
くのは、そんなに大きな比重はないのだと、このように言っていりました。

**【仮野委員】**

大きな何がない。

**【福祉保健部長】**

安否確認については、大きな比重がないと。必要な方もいらっしゃるのですが、  
その方については、第1段階ではなくて、その後の段階の手上げ方式の中で手を  
上げていただいとと考えております。

**【仮野委員】**

了解、比重がないということ。

**【福祉保健部長】**

そのように言っていりましたので、現時点では精神の方は外させてい

ただこうと思っています。

そして、資料1の2ページを見ていただきますと、第1段階、第2段階、第3段階というようになっておりますが、第1段階の4でございますが、その部分につきましては、皆様にお諮りさせていただいて、今年度の秋ぐらいまでにやっていきたいと思っています。

第2段階、第3段階につきましては、その後ということございまして、第2段階いつまでというように、具体的にまだ意思決定はしていないのですが、21年度にできればと思っております。第3段階は、関係機関共有方式ではなくて手上げ方式又は同意方式、精神障害の方を含めてなのですが、そこでやらせていただくと思いますので、そのとき議論をさせていただいて、その後というように考えています。つまり、地域の町会、自治会や自主防災組織などの御協力をいただくということになるものですから、体制も作らなければいけませんし、その手上げ方式で得た情報をきちんと守るための提示などもさせていただかなければいけないと考えています。

そして、最終的には、3ページの中にございますように、手上げ方式で支援をしてほしいという申出のあった方については、個別の支援計画を立てさせていただいて、災害時に備えていきたいと思っています。確かに災害はいつ来るかわからないものですので、そんな悠長なことをという御批判もあるかもしれませんが、個人情報取り扱いには慎重を期したいということでございます。ただ、第1段階はこの秋ぐらいにはきちんとさせていただいて、消防や民生委員と市の関係機関で持たせていただいて、万が一に備えたいと思っています。

今申し上げました関係機関共有方式とか手上げ方式又は同意方式については、3ページのところに説明がございますので、御参照いただきたいと思っております。それから、4ページに流れ図で、前回お示ししたものよりももう少し細かい流れ図を作らせていただきましたので、御理解を賜りたいというように思っております。ただ、この中で、今申し上げました懸案事項などについては、5ページの「課題」というところに幾つか記載をさせていただきますので、これらはこれから解決をしていきたいと思っておりますが、第1段階を実行したいと思っています。

6ページには、これは単純にその該当者をカウントすれば5,200人ほどいらっしゃるのですが、その中で名寄せをしていきますからかなり減っていくのかなと思います。後ほど説明で他市の状況を見ていただきたいと思います。

資料2でございます。これは、関係機関共有方式、審議会にお諮りをして関係

機関が持つ方式をどんなところでやっているかという、豊島区の事例や北海道の室蘭の事例を見ていただけるようにしてございます。審議会のほうにお諮りをし、個人情報の保護については万全を期しながら、関係機関で共有をし、実はこの事例では、さらにその段階でもう町会、自治会、自主防災組織まで出すようになってはいるのですが、私どもはそこまではできない段階だと思っていますから、前段で止めるところで今は考えております。

また、30ページの一番下のほうですが、地域防災計画の見直しにかけ役立てたいのですが、要援護者の情報が非常に大きな役割をもつ情報になるのですね。つまりどこの町にどれだけの方たちがいらっしゃるという、避難施設をどう作るかという面的な配置としてのデータにもなっていますので、そういう意味では、今年度中、3月までに作る防災計画の資料としても使わせていただきたいと思っていますところでございます。

最後のページは渋谷区の例でございますが、渋谷区は、実は関係機関共有でも本人同意でもなく、条例で決めているのですね。それが渋谷区の例でございます。

資料3は、その渋谷区がどんな条例かというものをお示しいたしました。震災対策総合条例というのがありまして、もともとあった条例なのですが、2ページの7節第36条の第3項に、このような条項を平成18年に加えまして、条例によって災害時要援護者の情報については、市が町会、自治会、自主防災組織に提供できるようにしているのですね。具体的にはその後の要綱を見ていただければ、どんな手続かというのがありますが、このような手続でやるように条例で進んでいます。ただ、この条例ではひとり暮らしの高齢者、ひとり暮らしの障害のある方なのです。そこのところが渋谷区ではポイントかもしれません。

14ページを見ていただきますと、災害時要援護者が渋谷区には何人ぐらいいらっしゃるか。あんなに大きな区なのに、この名簿では1,912人、2,000人弱だといっているのです。私どもとはターゲットがちょっと違っていて、もっと広い範囲を見ているのですが、渋谷区は、条例で決めているから万全を期したのだと思いますが、かなり絞り込んでいます。私はここの絞り込んでいる情報は疑問でございますけれども、そういう状況が渋谷区でございます。

資料4でございますが、これは川崎市でございます。川崎市は手上げ方式でやっております。市民の方たちにこのようなものをお配りして、災害時に安否確認や避難支援をしてほしい方は手を上げてくださいと募集をしているところです。この制度でございますが、平成19年の12月に始まったところでございます。

3月に、現在の状況を聞きましたら川崎市全体で1,700人ほどの方が手を上げていらっしゃるということです。川崎市のほうで見てもやはり1,700人です。ですので、私たちが想定をしている方たちを網羅しているとは思えません。もちろん川崎市でも、同意方式も考えたわけです。一つ一つの家をお伺いしていきうと。でもあまりにも多過ぎるので、これは無理だということで手上げ方式で進めているところでございます。

それからもう一つ、最後のところでお示したのは武蔵野市でございますが、武蔵野市は逆に同意方式でございます。これはモデル事業でございますが、一定の地区のモデル事業といたしまして、民生委員さんが1軒1軒回って、今こういうことを考えているのだけれども、それから個別の支援計画を立てるのだけれども同意をされますか、そうすれば名簿に登載をして、町会にその情報を、武蔵野市は東部福祉の会とかというように地区社協という組織があるのです。町会、自治会がないものですから、地区社協でくくってございまして、そこの人たちが行って、御支援をするためのプランを作りますから同意しますか、名簿に登載しますよというようなことをしているのですね。

これモデル事業でして、実際にその成果がどれくらい上がっているかというのはまだ情報をいただいているのではありませんが、悩んでいるのは、やはり支援計画を立てるのにマンツーマンではもう無理だというように思っているみたいですね。最後のページにありますように、グループ同士で、支援者のグループをつくり、要支援者のグループをつくって、そのグループ同士で支援をするような形を今考えているようでございます。これもモデル事業ですので、これからどういう形で推移していくか分かりませんが、私どもは、前回からも御説明申し上げておりますように、関係機関共有方式によりまして、まず台帳を作らせていただきまして、その台帳は市の防災担当、それから福祉関係部署に配らせていただくのと合わせまして、消防署と、それから民生・児童委員の皆様と共有化をしたいという、この第1段階を、この秋ぐらいまでにできればなと思います。

その後の第2段階、第3段階につきましては、また審議会の皆様の御意見を聞きながら具体化をしていきたいと思っております。特に第3段階は本人の御意思をきちんと尊重する形で行ってきたいというように思っています。以上です。

**【会 長】**

ただいま、非常にまとめて、極めて詳細に収集したモデル事例、モデルと言えるかどうかの議論は別にしまして、その説明が担当課からございました。御質問、

御意見があれば早速お受けいたします。

【仮野委員】

そうしますと、第1段階は、同意方式ですか。手上げ方式か同意方式で、この要援護者情報はどうやって収集するのですか。

【福祉保健部長】

資料1の3ページを御覧いただきますと、私どもが今考えている関係機関共有方式ですね。本審議会に諮問をさせていただきまして、了承をいただければ、1ページの3、災害時要援護者情報の収集・整理の方法というのがございます。その①、②、③でございますけれども、介護保険の情報を使わせていただく、障害がある方ですと台帳を使わせていただく、それからひとり暮らしの方たちの台帳が市にあるので、それを使わせていただいて、まとめて住民コードで、住所と名前を名寄せしまして、情報を1本にしまして、それを持つということになります。

【仮野委員】

だから手上げでもなければ同意でもないわけだね。

【福祉保健部長】

はい、そうです。

【仮野委員】

分かりました。この方式を採用しているほかの自治体は、具体的に挙げてもらえますか。

【福祉保健部長】

資料2にございますのが典型的な例でございますが、豊島区や資料2の31ページ北海道の室蘭市もございますし、今この方式を研究しているところが多くなっていると思います。総務省もこの方式をまずやれと、これが一番うまく、確実に押さえられる方法だと。しかしその先になったときには、きちんと手上げ方式か同意方式で、御本人様の同意を得て、あと第三者グループと申しますか、町会とか自主防災組織に出すときには本人同意をとりなさいよと。だけど、もともとのベースになる情報は、きちんと行政なり関係機関が把握すべきだというような指導をしているところでございます。

【仮野委員】

その関係機関共有方式ですが、とりあえず第1段階では、民生委員と消防署だけに限られるのですね。ほかの自治会だ、自主防災組織あるいは町会には出さないということですね。

【福祉保健部長】

そうです。

【仮野委員】

それはなぜ民生委員及び消防署ならいいということですか。

【福祉保健部長】

まず、当然今この町の中で、火災や災害を含めて、一番先にいろいろなケアをしてくれるのは消防署でございます。民生委員は日ごろから町を歩いて、地域の方たちの情報、お困り事の相談をしてくださっています。それぞれのところは法律上きちんとした守秘義務が課されてございます。まずこれが大きな理由です。

それと、私も先日、知的障害の方たちの団体と懇談をいたしました。そのとき言われましたが、「民生委員さんは家になんかに来てくれませんかよ。」というのです。たまたま民生委員さんもいらっしゃいましたが、民生委員さんは「それは行けませんよね。情報がないですから。」という話をされたのです。市民の方たちは民生委員さんには市から情報が行っていると思っていて、だから見に来てくれないと。いや、そうではなくて、困り事があったときには民生委員さんに行くけれども、情報がないのに、それでもお宅へ行って、何か困っていますかということは今できない状況でございます。だから日常的な見守りもはっきりいって地区の中で漏れていらっしゃる方が大勢いらっしゃるのですね。

ですから民生委員さんからも非常に強く、その情報が欲しいという要望がありました。民生委員さんが、それじゃあ自分たちで1軒1軒回ろうかなということもおっしゃってはくださっていますが、その労力はその労力として使っていただけても、やはりきちんとした情報をお渡しして、そしてあとは、最後は当該御本人の選択になるわけでございますが、きちんと情報は持っている中で動くということのほうが、非常に、効率がよいということも変ですけれども、皆さんの意向をきちんとカバーできるかなと思っています。

そのようなことで、民生委員さんは以前から「災害時1人も見逃さない運動」というのをしているのですが、そのためにもこの情報を役立てていただきたいというように思います。

【会 長】

大変いろいろな事例があるのですが、それぞれかなり大変面倒な、本当に民生委員、消防署は法的に守秘義務が課されている機関だとはいえ、いつくるか分からない災害に備えてこういう体制を、いつも作動できるように準備しておくとい



うのは、制約条件を満たしながらいつも動ける状態にするというのは大変なことだということが、今のお話を聞いていてしみじみ分かったのでございますが、早速委員の皆様から、これ以外の御質問、御意見があればお受けいたします。

#### 【平沼委員】

今のお話で、概要は分かったのですが、後はもう信頼関係のことですので、どこまで人が信用できるのか、中にはちょっとと思っただけでも漏らす方もいらっしゃるだろうということは想像できますので、民生委員の方も代わられますので、そのたびに、本当に守秘義務を守っていただきたいということだけは、しっかりと行っていただきたいなと思います。

それから、私の近くでは奥様が85歳、御主人様は90歳で、お二人で住んでいらっしゃるのですが、このところ特に民生委員の方がお訪ねした様子はないので、健康でいらっしゃるから訪問はないのかなと思っていますが、小金井市では何歳ぐらいの方から御訪問なさるのでしょうか。御夫婦の場合、それからひとり暮らしの場合は、何か決まりがあると思いますが、お教えてください。

#### 【福祉保健部長】

市は75歳に到達した方の情報を民生委員さんに差し上げています。市から差し上げている情報は、これだけです。そうしますと民生委員さんは個別訪問しません、困り事はございませんか、病院に行くときにも御不自由はしていませんかというのを聞きます。それからひとり暮らしの方、あるいは高齢者のみ世帯には、万が一のときにどこに連絡を差し上げたらいいのですか。民生委員さんの75歳訪問というもので、個票を持っていき、よろしければこれに書いていただけますか、書いていただいたものを私どもが預かります、そして台帳化をします。何かあったならばそれで手配をしますということにします。合わせまして、もちろん民生委員さんが個票をいただいたところは、定期的にお伺いするかどうかは別としましても、きちんと見回りをさせていただいております。

行っているのは、それだけなのです。ですから障害のある方たち、あるいは、今回は入れていませんけれどもお母様とお子様だけの2人の世帯で、やはりいろいろ、なかなか大変な子育てをしていらっしゃる方たちという情報は、直接的に民生委員さんに行っていないのです。この時代、私、この個人情報保護条例を作る20年前に担当していき、20年間かけて思ったことが、当時思っていたプライバシーというものが、今市民社会が変わる中で、やはりもう一度考え直す時期なのかなと。市民社会と地域がもう少しプライバシーというものを媒介にし

て、まちづくりをやり直す時期なのかなと思っています。この、今の災害時要援護者情報というのが、新しいまちづくりの一つとしてなのかなと思っています。

**【仮野委員】**

今伺って、若干僕も同意見なところがあるのですが、プライバシー保護にあまりにも、個人情報保護法というものがあまりにも先鋭的に走り過ぎて、かえって実は地域のこういう緊急大規模災害などに安全が確保できないという事態が起きかねない。個人情報保護法はとても大事なのだけれども、それを保護しつつ、しかし緊急災害時に命を守る、死なないということをどう考えるかですよ。

これは、ですから今年の秋までに結論を出せばいいわけでしょう。

**【福祉保健部長】**

はい。

**【仮野委員】**

だからきょうはまだ結論を出す必要は、もちろんないわけでしょう。

**【福祉保健部長】**

もちろんそうです、まだまだ不安定なところがありまして、じゃあこの情報をどう管理するのか。資料2を見ていただければと思いますが、豊島区ではかなり厳しい対策をとっておりますが、だれがアクセスできるのか、管理者を配置してデータは漏らさない。その紙だって複写ができないようにコピー防止の紙を使うのだとか、考えているのです。それはまた、まさにどれだけ予算がつくのか、それはこれから、また本審議会に御諮問を申し上げるときには、きちんとそれは整備しなければいけないと思います。今の段階ではまだ、仮野委員おっしゃったように、勉強会というのも申しわけないのですが、そういう段階でございます。

**【平沼委員】**

民生委員さんたちの守秘義務と、それから町会の方がまたそれを心配していらして、考えて、なるべく災害が起きたときには、まず身近なことです。町会の役員さんたちでどうやって皆手を助けようかという話も出ますけれども、どこのどなたがどの程度かということをやはり一般の人は知りませんので、ある程度はどこかで漏れてこないと助けようもないというようなことが起きてまいりますので、本当に際どいところというのでしょうか、秘密というのものもある程度まででないで大変だということをつくづく近ごろ思って、またみんな話をしているところでございます。

**【仮野委員】**

阪神大震災のときの有名な話ですけれども、結局消防署や自衛隊や警察が現場へ行っても、倒れた家のどこにだれがいるか分からないわけですよ。でもね、結局隣の町会のおじさんやおばさんたちが、ここの家の何とかさんは東隣のどこにいつもいるよとって、具体的に、そこで現に生きておられた、それで助けたというケースが多々あるのですよね。

そうことを考えますと、理想的にいうと、それこそ町会、自治会、自主防災組織までがそういう人たちのリストを持っておると、実はとても安全のように考えられるのですね。ただやはり、そういう人たちは守秘義務を課されていないわけですから、ちょっと危ないのですな。そこまで町会や自主防災組織の人たちを信用できるのかという問題が一つあるのと、やはり地域の人たちが、あそこの町内会長はどうも変な人で、自分で書いちゃったとかいうような話になったらね、もう秘密保持とか何とかというのはとても心配な話になっちゃう。この場合はもうかなり限定的に、民生委員と消防署の人たち、つまり守秘義務が課されているわけですから、もし守秘義務に違反すると、これは当然ながら、消防署の場合は消防法、地方公務員法と同じ扱いを受けるわけでしょう。民生委員だって同じような罰則がかけられるから、そういう人たちにとりあえず絞り込んでやるしかないなということのようですね。だから入り口としては、これが現実的な入り方かなという気がしますね。

#### 【平沼委員】

そうです、そのとおりだと思います。淡路島では、だれが2階に寝て、だれが下に寝ていてというのを知っていらしたということで、みんなで助け出したということも聞いています。うちの近くのお年寄りの方も、御夫婦でも1人は2階で、もう1人は、2階は階段が大変だからということで、1階なのです。お年を召していても1階と2階に寝ていらっしゃいますが、民生委員さんはそこまでご存じないだろうと思います。個々によって状況が違いますが、そういうことが分かれば、やはり町会も大事かなと思いますので、本当にどこまで、災害に対して役に立つかどうか、本当に考えさせられることが多いと思っております。

#### 【戸張委員】

災害時でなくて、平時のひとり暮らしの高齢者の安否確認のために、牛乳屋さんが1日置きに週3回、牛乳又はヨーグルトを配ってくださって、もしそれが召し上がっておられなかった場合には、ちょっとおかしいなという安否確認のための制度があります。それを友達に話をすると、「小金井はいいわね、うちのほうは

ないわよ。」と言われるのですが、平時の安否確認ということと、この問題との関連はどうなっているのでしょうか。

【会 長】

いろいろな試みが地方であることをそく聞しておりますが、その点を担当課から。

【福祉保健部長】

「ひと声訪問」という制度があります。牛乳屋さんをお願いをして、認定された方には週に3回、牛乳又はヨーグルトのお届けをして、実は安否確認をしているのですね。ですが、やはり条件があるものもありますし、もう一つ大きな状況として牛乳屋さんが減っているのですね。ついこの間も、お1人、牛乳屋さん亡くなられ、跡継ぎがなかなかいらっしゃらないので、閉店されました。今牛乳屋さんの跡継ぎってなかなかいらっしゃらないのですね。

【戸張委員】

びんどと重いもの。

【福祉保健部長】

それをとらなくてもコンビニでも売っているということだね。やはりそれだけだとカバーできません。もちろんいろいろな形で見守りをさせていただく、いろいろなことで、本当に網の目というか、タッグを組んでやらなければいけないというように思っています。今回の災害時要援護者情報というのは、その中のやはり基盤になるものだと思うのです。私たち今までいろいろと組んでは来たのですが、もとになる情報を実は発していなかったのですね。それは個人情報、プライバシーというような考え方の中にあっただけで、それが大きな、制約ではないのですが、それを大事にし過ぎたのかなと思う部分もあります。

やはり安全は、私たちの世の中の流れでは、プライバシーと引換えなのだと思うのです。何物もなくて何かが来るなんていうのはあり得ないわけで、そのバランスをどうするかというのが、今私たち市民社会に課させている問題なのかなと思っています。そういう意味では、申し上げたようにいろいろなものを組み合わせる、その一つのベースになるものをつくらせていただくのかなというように思います。

【会 長】

牛乳とかヨーグルトとか、食品安全の問題も厳しく問われる時代ですし、毒入り食品とか薬品の問題も企業不祥事でよく騒がれますが、お茶を飲む電気ポット

にスイッチが入ったかとか、それが作動した形跡があるかというようなことを、電子的にデータ収集できる仕組みがある町も存在しているわけですね。必ずしも牛乳、ヨーグルトという、のどかというか、よき時代の美風をこういうときに生かされていますが、こういう大都市化、グローバリゼーションのもとで激しく都市の構造が変化しております状態で可能かどうか。

小金井市も超高層ビルディングが再開発をもって出現しつつ、姿をあらわしつつありますが、そういうハイライズの高層、高規格な住宅の中にそういうコミュニティーのネットワークの美風がうまく生かされるのかどうか。都市の居住環境の技術進行ですか、そういうものとか、あるいは情報技術の進展、そこにこの個人情報保護の問題、こういうものが複雑に絡まっているので、大都会ではいわばそういうローカルなコミュニティーの、ある意味では崩壊現象があるわけで、その中でいかに実質的に高齢者の方に安心な、安全な生活を確保し、保障するか。保障するということが非常に不可能だと思いますけれども、できるだけそういうものを確保していくかということが大事な、やはり判断の統一ではないかと思えます。

今80代の高齢者の方を、70代の方がケータリング、配食サービスしてみたりして、追って70代の方はいわば昔の若者に該当するような実体的な認識になっていますよね。そしてやはり個室に最後に残された、マスコミでは独居老人とかいろいろな言い方がありますが、そういうおひとり住まいの方をどうやって、プライバシーを守りつつ、適正に、健康で安全な生活を維持してもらえるのか、コミュニティーの中で自主的に把握していくかというような課題ですね。これはいつも地方自治経営を議論するとき、議論の焦点になっているわけですね。これは我々の個人情報保護や審議会の機能とも、やはり十分にかかわっているわけですね。

ですから我々は、そういう状況の時代の変化というものを、人だけではなくて物理的な構造を含めて見ていく必要があるように、ただいまの委員や事務局とのやりとりの中で、会長としても率直にそういう感想を持ったわけでございます。

#### 【平沼委員】

本当に事務局の方が御心配なさいましたように、いろいろな問題があります。牛乳が入っていたのにお取りにならなかったことで、おかしいのではないかと近所の方が気付かれて、そのお宅のドアを開けたら、そこにやはり倒れていたということで、命は助かれましたが、そうやって発見ができましたことは本当に市

の牛乳のお陰だろうと思っておりますので、よかった例として申し上げておきます。

**【会 長】**

小金井市内にもまだそういう古きよき時代のコミュニティー、小地域の人のつながり、付き合いの日常的な関係性が残っていたというのは大変うれしい事実だと思います。

**【西口委員】**

1点よろしいでしょうか。この関係機関共有方式というのは、この情報提供に関して、これは個人の同意を求めないという理解でよろしいですか。

**【福祉保健部長】**

個人情報保護条例の中で、収集・提供の制限は御本人の同意を得るとなっておりますが、原則の適用除外といたしまして、法律に定められたもの、あるいは緊急を要するもの、それから本審議会に御諮問を申し上げて、審議会が了とする場合というのがございます。確かに災害時ですから、緊急を要する情報であることなのですが、今そこにある災害ではなくて、これから起こるかもしれない災害への備えですから、緊急、やむを得ないというところには該当しないというように私たちは考えています。

それで国のほうも、関係機関共有方式をとるに当たっては、審議会に付議をし、審議会の御同意をいただくことで個人情報保護条例という法的なクリアをしなさいというような指導をしているところでございます。ですから、御本人様への通知は差し上げない形になります。その後の段階は、本人の同意で動くこととなりますけれども。

**【仮野委員】**

そこなのですよ、ですから当審議会がよいと言えばそういう答申になってしまうわけで、非常にこの審議会に課せられた責任はものすごく大きくなるわけです。ですから私は、ちょうど一つ考えていることを申し上げるならば、審議会と同時に、やはり議会にもこれを諮って、それこそ公式ベースで議論してもらって、基本的には、これは条例を改正する必要があるのではしたね。

**【福祉保健部長】**

そのようには考えてございません。

**【仮野委員】**

そういう新しい条例をつくる必要があるでしょう。

【福祉保健部長】

あくまで個人情報保護条例の中で行っていきたいと考えています。

【仮野委員】

災害時緊急対策何とか条例というのは要らないの。

【福祉保健部長】

渋谷区の事例は、独特な例で国も含めまして個人情報保護条例の範囲で考える方向です。

【仮野委員】

なるほど。なら余計そうですね、それはやはり、議会もこれについて重い判断をしてもらってですな、我々だけでとても重要な判断をするというのは、少し心配なところがあるので、そこはぜひ市当局側も考えてほしいという気がしますね。

【福祉保健部長】

仮野委員のおっしゃるとおりでございまして、前回の審議会でも御相談申し上げましたし、今日もこのような形で御相談をさせていただいています。また、議会でも、これについては大きなテーマだというように御認識をいただいています、折に触れて御質問をいただいております。審議会のほうで了承していただけるならば、私ども議会の中のほうで行政報告という形で、今このように結論が出たので実行したいのだと、実行するのだということを御報告させていただきながら、直すべきところは直させていただくような、御指導、御意見いただくようなことはさせていただきたいというように思っています。

ただ条例改正となりますと、また新たに条例をつくることとなりますので、そうするともちろん、今度は逆に審議会のこういう形で諮問はせずに、事後、条例ができましたので報告しますという形になるのですね。

【仮野委員】

もし当審議会がそういう決定を下した場合、議会に行政報告、行政報告でいいのですね。

【福祉保健部長】

はい。

【仮野委員】

市議会がいやちょっと待てという話になった場合もあり得るわけで、可能性としてはね。そうしたら会長が出て行って答弁しなくちゃいけないの。

【福祉保健部長】

いえ、そんなことは、審議会に責任を負っていただくことはございません。議会も、否定はしないと私は理解しています。なるべく早くやれということです。

【仮野委員】

早くやれと。しかし、どの方式でやれというのですか。詰めた議論はまだ議会はやっていないでしょう。

【福祉保健部長】

なるべく早く情報の共有化を図れということなのですね。関係機関共有方式で今、市は考えていて、それを進めたいと。で、本審議会のほうに御相談を申し上げているということも御報告をしております。

【仮野委員】

なるほどね、すべての会派がそれでいいとは言っていないわけでしょう。それはあなたの何か、感触だけでしょう。

【福祉保健部長】

感触ですけれども、必ずしも間違っていない感触かなと思っているのですけれども。

【仮野委員】

間違っていない。

【福祉保健部長】

はい。

【仮野委員】

大丈夫だろうな。なるほどね、了解しました。

【会 長】

仮野委員から御質問があったように、我々この審議会のアドバイザーの、いわば市長からの諮問に答えたのですね。いろいろなものを必要な案件について慎重に審議して、問題ないというような判断を下す仕事をこれまでずっとやってきたのですが、もっと人命にかかわるような重要な、しかも、緊急の混乱した状況の中で、そういう関係者が適切に行動するとき、その判断の基準が当委員会の判断を根拠にしてやるというのは、先ほどの仮野委員の御質問にあったように、やはり議会という、市民の意見を正当に集約して審議する議会機能というものの担保がやはりないと、審議会が参考意見を、判断をするだけでは荷が重過ぎる案件で、やはりこれまでの議論をずっと振り返るとあり得ると思うのですね。

ですから、やはり委員の皆様から、重過ぎる判断のときはどういう手続をとる



べきなのかということを含めて御意見をいただいて、やはりこれを処理していきたい、処理というか扱っていききたいと思うのですが、仮野委員いかがですか。ものによっては、そういう意見が強く我々この審議会の中で出た場合は、議会も、審議の後の同意をやはり担保として求める必要があると思うのですよね。

**【仮野委員】**

担保というのがとれるというのは、どういう方式があるのかちょっと私も思いつかないのですけれども、いずれにしてもここで決める場合は、当然ながらこの審議会では全会一致でなければいけないですね。だれかが、やはりそれでは足りない、あるいはやり過ぎだというような意見があれば、それはやらないのがよいでしょうね。なぜかといいますと、もし不幸にして大災害が来て、我々が認めたこの関係機関共有方式がうまく機能しなかったというようなことになれば、何だったのだということになりかねませんしね。

大体こういう大規模震災、例えば直下型の地震が来たときに、こういうのはあまりワークしないのですよ、残念ながら。と思っておかなきゃいけないので、それがワークするようだったら阪神大震災で5,000人も6,000人も死ぬことはなかったのだから。ですから、よほど事前にしっかりしたものをつくっておかないといけないのはもう事実なのですが、結論を言いますと、我々だけで判断するのは、とてもそういう意味では荷が重いなど。ですから、やはり一方で市議会の全会派がこの方式でよいのではないかというような考えを持ってくれば、我々としても非常によいなど。よく言うよい意味の根回しができていれば一番よいのですよ。当然ながら、我々が了承すると、市側は議会にそれを行政報告するわけで、我々が了承しない限りは議会に報告できないわけでしょう。

**【福祉保健部長】**

ええ、経過報告だけです。

**【仮野委員】**

経過報告ですね。で、審議会が了承したので、市当局としてはこういうようにやります。議会の皆さんどうですかとって、議会が「いやだめだ。」という話になったらこれは難しくなってくるわけだから、それはやはり事前の調整をしっかりしておいてもらわなくちゃいけない。

**【西口委員】**

小侯さんがさっきおっしゃったことはとても重要なことだと思うのですね。別の言い方をすると、やはり市民の生命を守るという市の立場と、もう一方は大事

な個人情報も守らなきゃいけないという市の立場は、相反する価値になってしま  
うのですよね。そうすると、対立構造になってしまうとよくないのだと思う。

ここはやはり、「成熟した市民社会」とおっしゃったと思うのですが、成熟した  
小金井市をどう市民も一緒につくっていくかということにも腐心していただきな  
がら、やはり与えられた情報をみんなで共有することの意味をみんなで考えてい  
く機会にしていく必要はあるんじゃないかなと、私は思います。

#### 【仮野委員】

いい意見ですね、個人情報保護法というのは、国家が法律をつくり、自治体も  
条例をつくりましたが、国家の、特に顕著に出たのが個人情報保護ということ  
を隠れみのにして、役人、高級官僚たちが自分の住所を明かさないわ、電話番号  
を明かさないわ、そういう変な使い方をし始めたのですよ。これは、それが何と  
なく個人情報保護というものの陰に隠れて、本来行政情報というのは公開すべき  
なのにしらないようになっていったのですね。

そういう個人情報は永遠に守るべきだという妙な空気が日本全国に流れていき  
まして、まさにこういう災害時、それぞれの市民の身を守る、安全を守る、命を  
守るというところに関しても、ここは個人情報だから出せないという、悪しき過  
剰反応が起きちゃったわけです。これは全部国の官僚が悪いのですよ、もとも  
とこういうふうにしちゃったのは。

ですから、そのところは少し個人情報、もちろん保護することは大事なのだ  
けれども、まさに緊急のとき、震災なんかがあることを想定しながらその準備を  
しているということは、これはまさに危機管理なのです。危機管理上の観点か  
らどう取組むかという意味合いを持っているわけですね。それは機関上の要諦と  
していろいろな情報を早く知っておくことが一番いいわけですから。何か起きた  
ときにその情報を生かして、あっという間に人を投入して、できるだけ死者を少  
なくするということが大事なんでね、その観点から考えて、個人情報というもの  
は、こういうように有意義に使う個人情報というのはあり得るんだということだ  
と思うのです。それを我々も意識して、しかし、かなりやはり慎重を要します  
ので、慎重に皆さんと意見交換しながら、最終的な結論へ持っていくとよいと思  
うのです。

#### 【会 長】

では、この案件は、大変現代社会の複雑性と深くかかわり合った内容を持つも  
のでございました。ただいまの各委員や事務方からの説明等をもう1回思い出し

てみればよく分かるはずでございます。非常にそういう一律的に、法律の尺度、物差しだけで寸法を測るわけにもまいらぬ、そういう緊急事態の地域社会のあり方、そういうものが存在しているのだという指摘も御意見として多くの方からございました。

そういうことを含めて、十分に今日はこの件について、かなり突っ込んだ議論をできたことをうれしく思っておりますが、それ以外特になければ、反対ないものとして、この案件を承認いたしたいと存じます。

**【仮野委員】**

ちょっと待って、これは承認案件ですか。

**【福祉保健部長】**

承認案件ではございませんが、改めて諮問はさせていただきます。会長がおっしゃったのは、具体化を進めて、審議会に諮問する準備をするようにということだと理解をしております。

**【会 長】**

はい、そういう意味です。その言葉は、ちょっとここで締めておかないと、これはまだエンディングで、まだ継続審議という扱いかどうかということで、ただ区切りをつけただけでございます。

**【仮野委員】**

分かりました。

**【会 長】**

それでは、最後に次回の開催日程でございますが、事務局案では7月23日の水曜日が提案されております。皆様の日程上、都合をつけていただけますでしょうか。もし御同意をいただければ、次回は、7月23日水曜日午後6時から、当801会議室で開催したいと存じます。よろしく願い申し上げます。

それでは、本日は非常に重要な案件も多々ございまして、夜遅くまで慎重に審議をしていただきまして、会長からも皆様に、委員並びに事務方の職員の方々に深く感謝を申し上げるところでございます。

**【戸張委員】**

冒頭会長からお話いただきましたけれども、私は小金井市消費者団体連絡協議会の代表として参加させていただきましたが、私の加盟している団体が消団連から抜けることになり、そうすると私も続けることができませんので、6月の第2木曜日に定例会議がありますから、そこで次の人が決まって、登録させていた

だくと思いますので、私は本日をもちまして辞任させていただきます。どうも長い間いろいろお教えいただきまして、ありがとうございました。本審議会が、情報による市民生活の向上にますます寄与されることを願っておりますので、どうぞ皆様お元気で。よろしく願いいたします、ありがとうございました。

**【会 長】**

いろいろ貴重な意見をちょうだいしまして、大変ありがとうございました。会長からも御礼申し上げます。

それでは、本日の情報公開・個人情報保護審議会を、これをもちまして閉会いたします。御苦労さまでございました。